

どうなる、国立大の授業料!?

19年度より、大学裁量の「標準額」の上限範囲を、 最大“10%”から“20%”に引き上げ!

19年度授業料等の値上げはなし。

授業料「標準額」=53万5,800円(年額)は、21年度まで据え置き

旺文社 教育情報センター 19年4月

16年度の国立大学法人化以降、これまで、国立大の授業料、入学料等の額は、文科省が定めた「標準額」の“10%”上限の範囲で、各大学の判断により決められてきた。

しかし、19年度からは、上限の範囲が“20%”までに引き上げられることになった。

他方、授業料の「標準額」は21年度まで、現行の年額53万5,800円に据え置かれる。

19年度の場合、国立83大学の授業料(学部入学)は、佐賀大の52万800円を除き、すべて「標準額」の53万5,800円で、値上げはなかった。

<国立大の授業料等の仕組みと最近の動き>

国立大の授業料や入学料等は、法人化以前においては全大学一律に隔年で改定、増額されてきた。法人化後の授業料は、定められた「標準額」の10%上限の範囲で、各大学の判断により具体的な額を決定することになった。

法人化初年度の16年度授業料の「標準額」は、法人化前の15年度(年額52万800円)と同額であったが、17年度には53万5,800円(前年度比2.9%、1万5,000円増)に引き上げられた。これを受け、17年度は国立83大学中、80大学が「標準額」どおりに値上げ、佐賀大が据え置き(年額52万800円)、小樽商科大が前期のみ据え置き(同、52万8,300円)、愛媛大が値上げ幅圧縮(同、53万400円)とした。

18年度は、「標準額」は据え置かれたが、小樽商科大と愛媛大が「標準額」に揃えて値上げし、佐賀大のみが据え置き。

19年度は、大学の裁量によって「標準額」に上乗せできる額が最大“10%”から“20%”にアップされたが、各大学の授業料は18年度と同額に据え置かれた。

なお、授業料の「標準額」は、国立大の第1期「中期目標・中期計画」が終了する21年度までは現行の年額53万5,800円に据え置くとされている。

● 国立大19年度「標準額」

- 授業料：学部・大学院 年額53万5,800円(法科大学院 年額80万4,000円)
- 入学料：学部・大学院 28万2,000円

*各大学は、「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等において、それぞれ授業料等を設定。なお、下限は設定していない。

*国立大運営費交付金の算定には、「標準額」が使用される。

<授業料等、教育財政を巡る論議>

安倍首相が教育再生を打ち出してから、「教育再生会議」や「経済財政諮問会議」など、官邸主導の政策会議における大学改革論議が盛んに行われている。中でも、教育財政に関しては、大学再編も視野に入れ、“選択と集中”を促進する交付金のメリハリをつけた配分、文系・理系などによって、大学・学部別に授業料や入学料に差をつけるなど、成果主義(競争原理)を取り入れようとするドラスチックな議論も展開されているようだ。

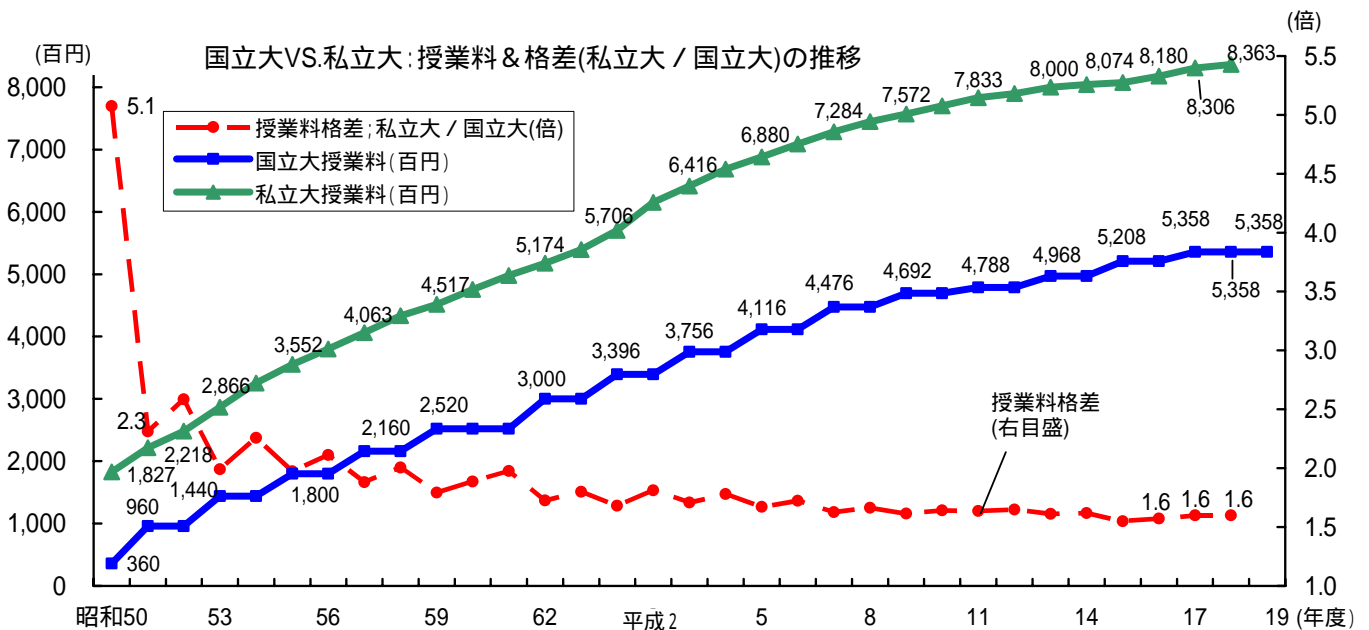
ところで、国立大の授業料は、その時々々の経済情勢や私立大との均衡などを理由に隔年で引き上げられてきた。現在、私立大との格差は、1.6倍(18年度授業料：国立大「標準額」=53万5,800円<私立大平均額=83万6,300円)を下回る状況にある。しかし、本来、私立大との均衡は、私立大への財政支援の拡充(私立大授業料の抑制)によって図られるべきで、国立大の「標準額」(授業料)を安易に引き上げるべきではなかろう。授業料等の増額は、国立大の果たすべき役割の一つでもある、教育の機会均等の確保が難しくなることに加え、経済的格差が教育格差、更には社会的格差までも助長しかねない。(図1参照)

<国立大20年度授業料に注目>

前述したように、授業料の「標準額」に上乘せできる上限の範囲が19年度から10%から20%に引き上げられたが、19年度の授業料等は既に「募集要項」等で告知されていたことなどから、19年度でこの措置を適用した大学は現在のところない(年度の途中で学則変更し、後期分から値上げすることは考えにくい)。

しかし、20年度の授業料については、大学の裁量によって最高20%(年額64万2,000円程度)までの値上げが可能となり、「募集要項」等で確認する必要がある。

(図1)



注) 16年度以降の国立大は「標準額」、私立大はすべて平均額を表示。